

一般財団法人長野県バレーボール協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人長野県バレーボール協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を長野県塩尻市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、長野県内におけるバレーボール界を統轄し、代表する団体としてバレーボールの普及・発展を図り、もって体育文化の伸長に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達するために次の事業を行う。

- (1) 競技会の開催
- (2) 公認スポーツ指導者の資格の取得
- (3) 公認審判員の資格の認定
- (4) 技術の調査研究、講習会の開催及び指導者の養成
- (5) 公益財団法人日本バレーボール協会、中部日本バレーボール連合、北信越バレーボール連盟及び公益財団法人長野県スポーツ協会に対して長野県のバレーボール界を代表する唯一の団体として加盟すること
- (6) その他この法人の目的達成のため必要と認めた事業を行うこと

第3章 資産及び会計

(財産の種別と基本財産の維持及び処分)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、適正な維持及び管理に努めるものとする。
- 3 やむをえない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、評議員会の決議を得なければならない。

(財産の管理・運用)

第6条 この法人の財産の管理・運用は、会長が行うものとし、その方法は理事会の決議

により別に定める経理規程による。

(剰余金)

第7条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の書類については、該当事業年度が終了するまでの間主たる事務所に備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

(会計原則等)

第11条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

- 2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第12条 この法人に評議員3名以上10名以内を置く。

- 2 評議員のうち、1名を評議員議長とする。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

- 2 評議員議長は、評議員会において選出する。
- 3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

(任期)

- 第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員会の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

- 第15条 評議員は無報酬とする。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第5章 評議員会

(構成)

- 第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第17条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 役員の選任及び解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 各事業年度の決算の承認
 - (4) 基本財産の処分または除外の承認
 - (5) その他評議員会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

- 第18条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。
- 2 定時評議員会は、毎年6月に1回開催する。
 - 3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

- 第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
 - 3 前項による請求があったときは、会長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

らない。

(招集の通知)

第20条 会長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第21条 評議員会の議長は、評議員議長がこれに当たる。

(定足数)

第22条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第23条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分または除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第24条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印しなければならない。

第6章 役員

(役員の配置)

第25条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上30名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、5名以内を業務執行理事とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事

とする。

(役員の選任)

第26条 理事及び監事は、評議員会の決議により選任する。

- 2 会長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事のうち、理事のいずれか一名とその配偶者又は三親等以内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。会長に事故があるときは、会長の業務執行に係わる職務を代行する。
- 3 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を越える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告をする。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度の係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、もしくはその行為をする恐れがあると認めるとき、又は法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただしその請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令もしくは定款に違反し、または著しく不当な事実があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、又はその行為をする恐れがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずる恐れがあるときは、その理事に対

し、その行為をやめることを請求すること。

(役員の任期)

- 第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 3 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 役員は、第25条で定める定数に足りなくなる時は、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第30条 役員が次のいずれかに該当する時は、評議員会の決議によって解任する事ができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。
- (1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障の為、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(役員の報酬)

- 第31条 理事及び監事は無報酬とする。
- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第7章 理事会

(構成)

- 第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第33条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。
- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止
 - (3) 前号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 会長及び業務執行理事の選定及び解職
- 2 理事会は次の掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け

- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう）の整備

（招集）

第34条 理事会は会長が招集する。

- 2 会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（議長）

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

（定足数）

第36条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

（決議）

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（決議の省略）

第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わる事のできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

（報告の省略）

第39条 理事または監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

（議事録）

第40条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 委員会

（委員会）

第41条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により委員会を設置する事ができる。

- 2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 事務局

(事務局)

- 第42条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、所要の職員を置く。

第10章 加盟団体

(加盟団体)

- 第43条 次に掲げる団体で、この法人の趣旨に賛同するものは、理事会の決議を経て加盟団体となることができる。
- (1) 地区協会
- (2) 学校体育を代表する県単位団体
- (3) その他理事会の決議を経て指定した団体
- 2 加盟団体に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第44条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決を経て変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条並びに第13条についても適用する。

(解散)

- 第45条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

- 第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 公告の方法

(公告)

- 第47条 この法人の公告は、電子公告により行う。

附則 1

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の会長（代表理事）は、瀬木 潔とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

坂田 雅幸	小林 一夫	麻生 保夫	山崎 明敏
原 今朝則	為田 勝英	小松 素志	塩原 朝七

附則 2

- 1 この定款は、2013年7月1日から施行する。
- 2 この定款は、2015年6月13日から施行する。
- 3 この定款は、2019年6月8日から施行する。
- 4 この定款は、2024年6月8日から施行する。

別表

基本財産	定期預金	500万円
------	------	-------